

5 水質試験項目等（条例第 11 条の 2 関係）（平成 26 年 8 月 1 日現在）

項目番号	項目名	第 1 項関係		第 2 項関係		第 3 項関係	
			項目		項目		項目
1	一般細菌	第五条第二項（小規模水道布設届【水源の水】） 第六条第一項（小規模水道の水源の種別及び取水地点の変更届【水源の水】） 第七条第一項（小規模水道の布設完成届【給水栓の水】） 第七条第一項（小規模水道の水源及び取水地点の変更に基づく完成届【給水栓の水】） 第七条第一項（簡易専用水道、簡易専用小水道の布設完成届【給水栓の水】） 第九条第一項第一号（小規模水道の配水池、水槽等の漏水防止工事又は内面塗装工事の完成時の水質検査【給水栓の水】） 第九条第一項本文（小規模水道の年一回の定期的水質検査【給水栓の水】） 第十一条第二項（簡易専用水道、簡易専用小水道及び小規模水道の休止に係る簡易給水施設等給水再開届【給水栓の水】） 第十一条第二項（小規模水道の送水管又は配水管の取替等一日を超えて行う断水工事の完成時の水質検査【給水栓の水】） 第十一条第二項（小規模水道の配水池、水槽等の漏水防止工事又は内面塗装工事の完成時の水質検査【給水栓の水】）	●	●	●		
2	大腸菌		●	●	●		
3	カドミウム及びその化合物		●				
4	水銀及びその化合物		●				
5	セレン及びその化合物		●				
6	鉛及びその化合物		●				
7	ヒ素及びその化合物		●				
8	六価クロム化合物		●				
9	亜硝酸態窒素		●		●		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●		●		
12	フッ素及びその化合物		●				
13	ホウ素及びその化合物		●				
14	四塩化炭素		●				
15	1,4-ジオキサン		●				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		●				
17	ジクロロメタン		●				
18	テトラクロロエチレン		●				
19	トリクロロエチレン		●				
20	ベンゼン		●				
21	塩素酸				●		
22	クロロ酢酸				●		
23	クロロホルム				●		
24	ジクロロ酢酸				●		
25	ジブロモクロロメタン				●		
26	臭素酸				●		
27	総トリハロメタン(22, 24, 28, 29 の和)				●		
28	トリクロロ酢酸				●		
29	ブロモジクロロメタン				●		
30	ブロモホルム				●		
31	ホルムアルデヒド				●		
32	亜鉛及びその化合物		●				
33	アルミニウム及びその化合物		●				
34	鉄及びその化合物		●				
35	銅及びその化合物		●				
36	ナトリウム及びその化合物		●				
37	マンガン及びその化合物		●				
38	塩化物イオン		●		●		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		●				
40	蒸発残留物		●				
41	陰イオン界面活性剤		●				
42	ジェオスミン		●				
43	2-メチルイソボルネオール		●				
44	非イオン界面活性剤		●				
45	フェノール類		●				
46	有機物質（全有機炭素(TOC)の量）		●		●		
47	PH値		●		●		
48	味		●		●		
49	臭気		●		●		
50	色度		●		●		
51	濁度		●		●		
		40 項目		22 項目		11 項目	